| | |
|---|---|
| 三十五 | 関税率表第八四・五一項（第八四五一・四〇号、第八四五一・五〇号及び第八四五一・八〇号を除く。）に該当するもの |
| 三十六 | 関税率表第八四五二・一〇号に該当するもの |
| 三十七・三十八 | （略） |
| 三十九 | 関税率表第八四・五五項に該当するもの |
| 四十～五十二 | （略） |
| 五十三 | 関税率表第八四・七〇項並びに第八四七三・二一号、第八四七三・二九号及び第八四七三・五〇号（第八四・七〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの |
| 五十四 | 関税率表第八四・七一項並びに第八四七三・三〇号及び第八四七三・五〇号（第八四・七一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの |
| 五十五 | 関税率表第八四・七二項並びに第八四七三・四〇号及び第八四七三・五〇号（第八四・七二項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの |
| （削る） | |
| 五十六～五十八 | （略） |
| 五十九 | 関税率表第八四・七八項に該当するもの |
| 六十 | 関税率表第八四・七九項に該当するもの |
| 六十一 | （略） |
| 六十二 | 関税率表第八四・八一項に該当するもの |
| 六十三～六十八 | （略） |

| | |
|---|---|
| 三十二 | 関税率表第八四五一・一〇号、第八四五一・二九号、第八四五一・三〇号及び第八四五一・九〇号に該当するもの |
| （新設） | |
| 三十三・三十四 | （略） |
| 三十五 | 関税率表第八四五五・二二号及び第八四五五・三〇号に該当するもの |
| 三十六～四十八 | （略） |
| （新設） | |
| 四十九 | 関税率表第八四・七一項に該当するもの |
| 五十 | 関税率表第八四・七二項（第八四七二・九〇号を除く。）に該当するもの |
| 五十一 | 関税率表第八四・七三項に該当するもの |
| 五十二～五十四 | （略） |
| （新設） | |
| 五十五 | 関税率表第八四・七九項（第八四七九・二〇号、第八四七九・四〇号、第八四七九・六〇号、第八四七九・七一号、第八四七九・七九号及び第八四七九・八三号を除く。）に該当するもの |
| 五十六 | （略） |
| 五十七 | 関税率表第八四・八一項（第八四八一・八〇号及び第八四八一・九〇号を除く。）に該当するもの |
| 五十八～六十三 | （略） |

**第百二十九条**　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

| | |
|---|---|
| 一～五 | （略） |
| 六 | 関税率表第八五・〇八項に該当するもの |
| 七 | 関税率表第八五〇九・八〇号に該当するもの |
| 八 | （略） |
| 九 | 関税率表第八五・一二項に該当するもの |
| 十 | 関税率表第八五・一三項に該当するもの |
| 十一・十二 | （略） |
| 十三 | 関税率表第八五一六・三一号、第八五一六・五〇号、第八五一六・六〇号、第八五一六・七一号、第八五一六・七二号、第八五一六・七九号及び第八五一六・八〇号に該当するもの |
| 十四 | 関税率表第八五・一七項に該当するもの |
| 十五 | 関税率表第八五・一八項に該当するもの |
| 十六 | 関税率表第八五・一九項、第八五・二一項及び第八五・二二項に該当するもの |
| 十七 | 関税率表第八五・二三項に該当するもの |
| 十八 | 関税率表第八五・二四項及び第八五・二九項（第八五・二四項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの |
| 十九・二十 | （略） |
| 二十一 | 関税率表第八五・二七項及び第八五・二九項（第八五・二七項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの |

**第百二十八条**　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

| | |
|---|---|
| 一～五 | （略） |
| （新設） | |
| 六 | （略） |
| 七 | 関税率表第八五一二・二〇号及び第八五一二・九〇号に該当するもの |
| （新設） | |
| 八・九 | （略） |
| 十 | 関税率表第八五一六・八〇号に該当するもの |
| （新設） | |
| 十一 | 関税率表第八五一七・六一号、第八五一七・六二号、第八五一七・六九号、第八五一七・七一号及び第八五一七・七九号に該当するもの |
| （新設） | |
| 十二 | 関税率表第八五二三・五一号に該当するもの |
| （新設） | |
| 十三・十四 | （略） |
| 十五 | 関税率表第八五二七・二一号及び第八五・二九項（第八五・二七項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの |